

令和5年第1回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日（水）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （16人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	6 番	津 口	祐 二
	7 番	岸 本	六 郎	8 番	白 石	幸 憲	9 番	福 田	務
	1 2 番	浦 口	大 輔	1 3 番	辻 尾	政 幸	1 4 番	朝 長	久 夫
	1 5 番	宮 崎	壽 治	1 6 番	水 嶋	政 明	1 7 番	葉 山	静 子
	1 8 番	知 念	近 海	1 9 番	田 中	初 治			
5. 欠席委員（2人）

5 番	松 崎	常 俊	1 0 番	葉 山	諭
-----	-----	-----	-------	-----	---
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第4号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
農地の転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第1回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中16名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、18 番：知念委員、19 番：田中委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明いたします。資料は 2 頁をお願いします。物件の所在は、大瀬戸町多以良内郷字大ノ山で、田・519 m²の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、時津町元村郷在住の方です。使用目的は「一般個人住宅」です。事由は「現在、譲り受け人は、借家住まいですが、申請地を敷地として、譲り受け人の専用住宅 1 棟を建設するものとなっております、許可があり次第、売買による所有権の移転を行うもの。」となっております。面積は 519 m²で 500 m²を超えていますが、資料 11 頁でお分かりのように、東側の西海市大瀬戸社会福祉センター側の法面部分が、実測で 75.42 m²あるため、有効面積は、差し引き 442.42 m²となり、500 m²未満となります。権利内容は「所有権移転 売買」です。

6 頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが、今回の申請地です。写真を書した方向を青い矢印で示しており、4・5 頁の現況写真の撮影方向となります。添付資料は、1 頁及び 3 頁から 12 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4・5 頁に現況写真、6 頁に字図、7 頁に実測平面図、8 頁に航空写真、9 頁に被害防除計画書、10 頁に利用計画図、11 頁に平面図、12 頁に立面図を添付しています。

9 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、盛土を行い、土留め工事をするようになっており、各隣接の土地に対しては、土留めとしてブロックを設置するため土砂流出の被害の恐れはない。また、国道敷きとはアプローチ並びに駐車スペースをコンクリート打設するため、土砂流出の恐れはない。雨水排水については、雨水は水路に放流し、生活

雑排水や汚水処理については、公共下水につなぎこむことにしています。なお、周辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、建築物を平屋建てにして高さを加減することとし、隣接地は住宅用地であり、農地は存在しないため被害の恐れはない、となっています。

6 頁の字図及び 8 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、住宅に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 14 番委員です。1 月 12 日に、農業委員会事務局より本議案についての電話があり、その日のうちに地元推進委員とも連絡を取り、現地確認の日程調整をしました。翌日の昼間に、地元推進委員と申請者、それと申請地の隣接地にお住いの申請者の母親、それと行政書士と一緒に、5 名で現地確認をしました。そこで排水の経路や日照の影響などを検討しました。排水については、前々から問題なく流れるような措置がされており、日照についても、平屋建てであるため、陰になって影響が出るということもなく、問題はないということで見てきました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 1 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。資料は、13 頁です。議案第 2 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、

その可否について提案する、となっています。14 頁をご覧ください。農用地利用集積計画集計表で、今回は、一括方式分のみとなっています。この集計表の下段が一括方式分の集計となります。一括方式分は、16・17 頁で、県公社借りに係る使用貸借権・賃借権設定です。7 戸 15 筆 14,296 m²が今回の集積計画となっており、新規分 14 筆と再契約分 1 筆です。また今回 6 番に記載された貸し手は、以前農地法第 3 条により、親子間で使用貸借の設定を行い、契約期間中でありましたが、前もって合意解約を行っており、今回の集積となりました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 3 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 18 頁をお願いします。議案第 3 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。資料は 18 頁から 24 頁までです。19 頁は従来分ですが、今回は該当ありません。20 頁は一括方式分の明細で、11 番の 1 筆は大島町塔ノ尾地区の物件で再契約ですが、他は全て西彼町小迎郷の物件で新規契約となります。各借り手の経営面積等の経営状況については、21 頁から 24 頁に添付しています。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、明細を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回、従来分はありませんので、一括分の 1 番から 10 番、及び 12 番から 15 番の補足説明を 15 番委員にお願いします。

1 5 番 15 番委員です。当初 10 番委員が説明する予定でしたが、都合で欠席ということで、昨日話を聞いてきました。まず 1 番から 5 番の受け手ですが、今月 22 日に、10 番委員と地元進委員が現地確認を行っています。この件は受け手の親戚関係にある方から、ミカン園を借地するというお話であります。受け手は、一昨年まで、県央振興局西海事務所の所長をされ、退職後、ミカンをつくるために就農をしているそうです。また、受け手は南風崎基盤整備のメンバーでもあり、ミカンづくりに技術と意欲を持った方ですので、問題はないかと思われます。続いて、6 番から 10 番の受け手については、これも同日に地元推進委員と現地確認を行ったということでした。借り手は針尾地区で大規模に柑橘経営をされている方です。昨年から後継者も就農しておられます。今回の借地場所は、昨年 4 月に許可申請した場所と隣接する、荒れ地であります。受け手はミカンづくりに意欲を持った方で、後継者も確定しており、問題はないものと思われます。また現地は、長年、耕作放棄地になっており荒れていましたが、そういうところを造成するというので、環境もよくなっていくのではないかと思います。最後に、12 番から 15 番については、ここも 22 日に 2 人で現地確認を行ったそうです。受け手は南風崎基盤整備のメンバーでもあり、来年春に苗木を定植するため、今回中間管理機構に申請をすることになりました。これは前回に続き、追加して申請をするということでした。現場は、圃場整備が立派になされており、もう植えるばかりとかそういう状況らしいです。植え付けについては、白崎組合と、シルバー人材の支援を受けて行いたいということでした。以上です。よろしくお願いします。

議 長 続きまして一括分 11 番の補足説明を、16 番委員にお願いします。

1 6 番 16 番委員です。先日 20 日に、大島の地元推進委員と現地確認に行っていました。受け手は大島で農業をされていますが、全て借地でされています。今回の畑につきましては、今現在すでにみかんの苗木が植えられていまして、再契約をすることについてはいいだろうということになりました。ただ、現在受け手は約 2 ha 近く借りておられますが、そのうちの 8 反分ぐらいが、一昨年から全然作付けがされていないという状況にありまして、これについての保全管理をきちんとやっていただくということを条件として付けたいと思いますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆さんから何か意見がありますか。

事務局 条件を付けるというのは、要するに 11 番の土地の配分を承認にあたり、現在作付けされていない 8 反分を、適正に管理することを条件として付けるということですか。

1 6 番 保全管理もそうですが、受け手には労働力が不足しています。以前は、ベトナムや中国などから研修生を受け入れていましたが、今はもういせんので、もう 1 人女性と 2 名だけで、年齢的にもかなり高齢です。作付けされていないところは、イノシシに荒らされて、基盤整備されたところですが、土手が崩れたりして使えなくなっているところもあります。そういう状況です。地区の地主の方からもどうにかならないかという意見が出ています。中間管理機構のほうに返してくれば、それはそれでまた次の耕作者に貸すことも考えられますが、借りたままです。荒れる一方です。今回の貸借地については、ミカンの木が定植されていますので、契約を継続せざるを得ないとは思いますが、他の何も作付けされていないところは、返却なり、またはきちんとした保全をしてくれということを、農業委員会から強く言えないものかと思ひまして、皆さんのご意見をお聞きしたいと思ひ提案させていただきました。

事務局 今の 16 番委員の意見ですが、この、中間管理事業の利用配分計画につきましては、11 番の土地についての貸借を審議する部分でありますので、他の部分については農地の適正利用という立場から農業委員会として、農業振興公社ともあわせて申入れをしていくものであると、事務局としてはそのように考えています。

1 6 番 すいません、ちょっと余分なことを言ってしまいましたが、11 番に関してはもうミカンの木が植わっていますので、これを伐根しなさいということは、委員会としては言えないと思ひます。結論として、さっき事務局が言われたように、農業委員会と農業振興公社のほうから適正利用に努めるようお話をさせていただくことをお願いしたいと思ひます。

議 長 皆さんよろしいでしょうか。ただ今の 16 番委員の意見は、議決後の気付きについては、中間管理機構にお知らせをして、指導をお願いするということです。

以上、議案第 3 号の一括分について、それぞれ説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 4 番 14 番委員です。6 番から 10 番の針尾にお住いの受け手ですが、22 頁の経営状況では、経営面積が 3 反 1 畝となっていて、先ほどの「大規模経営」であるとの説明と矛盾するようですが。

1 5 番 15 番委員です。22 頁の経営状況の数字というのは、今回申請する場所それと去年申請した場所の面積だろうと思われます。それは私の家の近所にありますので、その広さを考えるとこのくらいであると思います。10 番委員からは、針尾地区で、5.5ha ほどの柑橘経営をされているということを聞いておりましたので、大規模という説明をいたしました。

事務局 22 頁の経営面積が 3,151 m²ということですが、これは全部西海市内ということで考えていただければと思います。針尾のほうが 5.5ha ほどあるということで、西海市内のみでの経営面積となります。

議 長 よろしいでしょうか。ほかに質問等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 3 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたしますが、中間管理機構を通した貸借による農地で、適切に利用されていないところについては、中間管理機構のほうから指導していただきたいということを農業委員会からの意見として、別途お伝えすることとします。

議 長 続きまして、議案第 4 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料 25 頁をお願いします。今回は、同意書分、大島町の 3 件計 3 筆のみとなります。26 頁は申請地の位置図です。議案第 4 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。3 件 3 筆 2,285 m²

が今回通常（同意書）分として計上されています。1番の大島町の物件は、27頁に航空写真配置図、29頁に航空写真を添付しています。2番の大島町の物件は、27・28頁に航空写真配置図、30頁に航空写真を添付しています。3番の大島町の物件は、28頁に航空写真配置図、31頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、3件・3筆 2,285 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第4号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第4号の同意書分1番から3番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。
以上で議案の審議を終わります。引き続き報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き、報告事項について説明を行います。資料は32頁からです。今回は、農地転用許可不要案件届が2件と農地の転用事実に関する照会が1件の報告で、各位置図について資料32頁のとおりで、33頁報告事項1番の楽天モバイルの携帯電話基地局（コンクリート柱）の設置個所は、西彼町の白似田郷です。今回の申請地は、西彼町白似田郷字峰の畑に、楽天モバイルの携帯電話無線基地局のコンクリート柱4m²を建築するものです。34頁に付近近況図、35頁に現況写真、36頁に字図、37頁に航空写真、38頁に被害防除計画、39頁に位置図の詳細図、40頁に平面図、41頁に立面図を添付しています。36頁に戻り字図をご覧ください。申請地が、黄色く塗られた箇所、施工箇所に赤点を記しています。申請地の南東側が峰地区公民館で、次ページの37頁の航空写真や40頁の平面図を見ていただくとわかると思いますが、市道沿いにある峰公民館横の申請地に建築するものです。38頁の

被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、雨水は自然流下・汚水等の排水はなし、隣接農地への通路を確保するとなっており、特段問題はないものと判断します。報告事項 1 については以上です。

続きまして、報告事項 2 番は資料 42 頁からです。今回の申請地は、資料 32 頁の位置図をご覧ください。西海町七釜郷及び大瀬戸町多以良内郷の申請地に九州電力が送配電線の電線張替工事に伴い、エンジンドラム場を設置するものとなっております。資料 42 頁をご覧ください。所在地番は、報告事項 2 に記載のとおりで、今回の申請については、農地法の規定で農地転用の制限の例外により、農地転用の許可を要しない場合となっており、今回の農地転用許可不要案件届となりました。

今回の申請は、山頂にある高圧鉄塔の電線の張替工事です。地番等については、報告事項 2 に記載のとおりで計 6 筆の 2 か所が設置場所となります。43・44 頁に付近近況図、45 頁～48 頁に現況写真、49・51 頁に字図、50・52 頁に平面配置図 53 頁～55 頁に現況写真の撮影方向図 56 頁～58 頁に航空写真、59 頁に被害防除計画、60 頁～62 頁に位置図の詳細図等を添付しています。49 頁～52 頁に戻り字図等をご覧ください。49 頁・50 頁をご覧ください。七釜郷の申請地になりますが、黄色く塗られた箇所が申請地で、50 頁が申請地に配置する図面となっております。大瀬戸町多以良内郷については、51 頁・52 頁を参考にしてください。59 頁の被害防除計画書ですが、現状のまま利用することと、周辺の農地に対し被害を及ぼす恐れはないとなっております。報告事項 2 については以上です。

議 長 ただ今、報告事項の 1 番と 2 番についてそれぞれ説明がありました。何かご質問等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、報告事項 3 番について事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、報告事項 3 番は資料 63 頁からです。報告事項 3 番は、農地の転用事実に関する照会についてです。今回は、令和 5 年 1 月 6 日付で 長崎地方法務局佐世保支局登記官より照会があったもので、去る令和 5 年 1 月 13 日 10 時より 16 番委員、9 番委員、大島の地元推進委員と事務局で現地調査し、回答したものです。今回の申請地は、資料 32 頁の位置図をご覧ください。大島町太田尾地区が申請地で、資料 63 頁に詳細を記載しています。64 頁に付近近況図、65・66 頁に現況写真、67 頁に写真の撮影方向図 68 頁に航空写真を添付しています。65～67 頁をご覧ください。67 頁が写真の撮影方向図ですが、場所は赤い屋根の南側が太田尾教会になりますが、その隣接地が今回の申請地

です。65・66 頁の現況写真ですが、既に舗装して駐車場として、太田尾教会の駐車場として、平成 3・4 年頃から整備しています。

税務課に確認したところ、平成 20 年ごろより、課税も雑種地として課税されているようでした。本来なら違反転用案件で処理すべきですが、住宅地の中にある孤立した農地であり、他の農地に影響を及ぼす状況でないため、同日 13 日付で申請通り非農地（雑種地）と回答しました。事務局からの説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。
 無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。
 次回の総会は
 日時 令和 5 年 2 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分から
 場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 1 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 1 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人